

対人援助における自己決定をめぐる試論

—F. P. バイステック（1978）を手がかりに—

Exploring Self-Determination Theory in Human Services:
Reconsideration of the Work of F. P. Biestek (1978)

山内 陽子
(Yoko YAMAUCHI)

1. 背景・目的

社会福祉の対人援助や相談支援等を学ぶテキストに、必ずと言ってよいほど掲載され、重視されているバイステック（F. P. Biestek）の原則がある。これは、1957年にアメリカで出版された“*The Casework Relationship*”（Biestek, 1957）の中で論じられている援助者として利用者（クライアント）に関わる際の心構えを指し、項目は、以下である。①個別化（Individualization）、②意図的な感情表出（Purposeful Expression of Feeling）、③統制された情緒的関与（Control Emotional Involvement）、④受容（Acceptance）、⑤非審判的態度（The Nonjudgmental Attitude）、⑥自己決定（Client Self-Determination）、⑦秘密保持（Confidentiality）である。この原則は、日本に紹介され50年以上が経過した現在も社会福祉の現場で広く浸透しているが、「かくあるべし」という“お作法”以上の論理的根拠を探究した研究は少ない。従って、自己決定の主体をどのように捉えているか、子どもを含む、時として判断能力に支援が必要なクライアントをどう位置付けているのかについてなど、バイステックの基本思想の論拠、由来などについてはほとんど明らかにされてこなかった。バイステックらは、1978年に自己決定に特化した“*Client Self-Determination in Social Work: A Fifty-Year History*”を出版している。ケースワークの原則として広く心構えを説いた“*The Casework Relationship*”よりも理論的であり、かつ、過去50年に及ぶアメリカの社会情勢や思想的背景までも射程におさめて自己決定を論じた大著であるが、日本で紹介されることが少なく、翻訳もされていない。本論文では主に同書の序章、60年代から70年代にかけての第6章、及び第7章、さらに結論を軸にバイステックらの思想がどのような経緯で形作られ、また、様々な社会的・歴史的変動の中で、どのように展開していったかを明らかにし、バイステックらの思想の再考の手がかりを探ることを目的とする。

2. すべての人は尊敬に値する

序論の冒頭で、バイステックらは次のように語っている。「ソーシャルワークの専門職は、理想主義と現実主義の複雑な組み合わせで成り立っている。それは人間の生来の尊厳と価値をその最高

の価値として選択しているからである。それは、世界の何よりも人よりも貴重で高貴なものではなく、すべての人は尊敬に値するものであると主張している。中略 ソーシャルワークの専門職は、その理想主義において、基本的な人間の尊厳と価値に関して、社会的失敗と社会的成功を完全に等しいと見なしている。」(Biestek & Gehrig, 1978. pp. 1-2)

さらにバイステックらは、「ソーシャルワークの専門職の現実性は、その支援方法において、クライアント（個人、グループ、コミュニティ）のあるがままの客観的な認識と対処への取り組みによって例示されている」(Biestek & Gehrig, 1978. p. 2) としている。つまり、ソーシャルワークの専門職は「クライアントのありのままの姿を受け止める」ことが重要だとしている。

3. 1960－1969年（第6章、第7章）から見てくること

＜この年代の概要＞

バイステックらは、第6章冒頭で1960-69年について「激しい感情、抗議、暴力、そして価値の再定義の時代だった」と述べている (Biestek & Gehrig, 1978. p. 121)。公民権運動のリーダーであり非暴力的戦略を提唱した牧師 Martin Luther King, Jr. がテネシー州メンフィスで殺害され、2か月後、ロバート・ケネディが大統領選挙運動に参入している間に暗殺された。このような社会的混乱の中で、バイステックらの考察によると、ソーシャルワークのあり方に対する世間の見方は非常に懐疑的で、その支援の成果等がプロセス重視から評価主義へと変化を遂げていき、結果に説明責任を求められるようになったという。さらに、新たな効果的技術として、社会活動（ソーシャルアクション）を活性化することまで求められるようになった。これまでソーシャルワーカーの技術的な部分はワーカーの資質に頼る傾向が強かったが、専門家による研究が求められ、支援の理論化が進み、実践モデルが洗練されていき、支援の標準化等につながる変化ももたらした。

また、1960年代はケースワーク研究が盛んになり、実践モデルのあり方が、機能モデル、問題解決モデル、心理社会モデル、行動変容モデルが含まれるようになった。さらに、グループワーク研究も進み、支援の対象が個人を中心にみるあり方から、広い社会的現実に関係するものへと変化してきた。また、ソーシャルワークの専門職は、その実践理論において国と専門家の両方の民主主義哲学を精査することが求められ、クライアントの権利と責任について、支援する際にさらなる説明責任や支援者としての成果を社会から期待されるようになった。この実践の中で、使用されてきた専門的語彙の変化、自己決定権をもつクライアントから変更ターゲットとしてのクライアントのあり方の変化、ソーシャルワーカーが支援者の役割から進化して、変革の主体としての役割を担うようになったことなどを挙げて、新しい方向性とコミットメントの感覚が生まれることにつながったとバイステックは分析している。

＜クライアントの「失敗する権利」＞

バイステックらは、社会情勢の激しい変化の中で、人間の不可侵な権利と判断基準を有する者と

しての人間が、貴重な存在であることに意識的な自覚をもつこと、専門職はクライアントに何が善で何が悪であるかを指示し、クライアントはその「専門的判断」を受け入ざるを得ないという状況が前提のように存在していることに対し、むしろ、クライアントとワーカーの関係は真のパートナーシップであり、同格であることが重要であるとした。そこから、クライアントには、自己決定の範囲内で、悪い選択をする権利、つまり失敗する権利があるとしている。

これは、前述された、ソーシャルワーカーが示す「善」をクライアントが受け入れることが前提とする支援プロセスから、「自分に関連することは自分で決める」という自己決定の本質を浮き彫りにして、問い直しを迫っているのである。

一方で、バイステックらは、（人間の自己決定権を不可侵とする）実存的立場には注意が必要であると述べている。完全に広げられた実存主義的な見方が、個人の社会的責任からの完全な免除を認め、人生への積極的な適者生存のアプローチを提唱することであると理解されていることに対して、バイステックらは、この自己決定のあり方の拡大解釈ともいべき実存哲学からのアプローチの危うさを指摘し、警鐘を鳴らしている。

<価値観の再検討>

この間、ソーシャルワークにおける価値観の再検討が行われ（全米ソーシャルワーカー協会会議1965）、異文化探求を目的とした、ソーシャルワークの価値、機能、実践における普遍性と差異（全米ソーシャルワーク評議会1966）、福祉社会と人権に関する国際会議（国連世界人権宣言20周年記念）会議が開催された。この会議によって、人間は、生まれながらにして自己決定権をもっていること、その権利が脅かされると、社会全体までもが脅かされるという、権利の代名詞のような影響力を再確認されたとしている。さらに議論は進み、「価値の実行に関するすべての議論の前に、4つの主要な問題を検討する必要があるとされた。すなわち、①価値の優先順位の決定、②「好ましいものと好まれているもの」の概念間の混乱、③絶対的価値の存在に関する論争、さらに、④人生の多様な哲学に関連する価値の対立を明確にしておく必要性である。」（Biestek & Gehrig, 1978. p. 129）また、価値観のジレンマは、今日のアメリカ社会における重大な問題であり、また「他者志向性」の問題（つまり、人は自分自身の分別よりも、外部からの手がかりや信号に反応すること）と「アイデンティティの混乱」の問題（個人を評価するのは、他者の反応によって提供される鏡を通しての彼のアイデンティティ）もあると指摘している（Biestek & Gehrig, 1978. p. 130）。

また、バイステックらは、「この会議から浮かび上がった根本的なテーマは、個人の自由と対立する社会的責任の問題であった」（Biestek & Gehrig, 1978. p. 132）と指摘する。「共通善への関心がないければ、自己決定はあり得ない、（中略）それは自由な社会を構築し、その中に住むために人間を自由にすることがタスクである」（Biestek & Gehrig, 1978. p. 132）としている。

＜社会的参加の権利＞

また、バイステックらは、自己決定について、人が生まれながらにもつ権利としての認識が社会に浸透し、それを行使できる社会は、社会正義が維持され、国家の安定にもつながる本質的な事柄であるとし、さらに、その権利が発展的に変化し、新たな権利を生じさせていったことを述べている。また「参加の権利は、人間による自然で責任ある訴えとして特徴付けられた」(Biestek & Gehrig, 1978. p. 136)とも述べている。つまり、参加する権利もまた、人間であるがゆえに自然発生的に自身と関わる世界と関わりを持つ権利の一つとして考えていくことの重要性を指摘している。

また、バイステックらは、次のように述べている。「クライアントが自分の権利をより意識し、苦情を明確に表現できるようになると、政府機関は繰り返し、彼らのやり方と実践が裁判所によって精査され、厳しく批判されたことを明らかにした。」(Biestek & Gehrig, 1978. p. 144)

＜異議の権利＞

バイステックらは、異議の権利として次のように述べている。「クライアントの自己決定を連続体であるから見なす場合、一方の極端では、クライアントが自己決定権を行使する機会はほとんど、またはまったくないことであり、もう一方の端ではクライアントが全てに自己決定的であることである。60年代の出来事、特に市民の反抗は、多くを連続体の後者の端点に向かって動かすように見えた」(Biestek & Gehrig, 1978. p. 147)としている。さらに、「ワーカーは、クライアントのニーズを理解し、適切な専門職の判断と技術を使用する責任があった。彼は自分の権限を賢く行使し、クライアントがこれらの領域で彼の能力を向上させる機会を提供するよう警告された。自己決定はすべてのクライアントの本質的な権利であり、ソーシャルワーク関係の重要な要素であると考えられていた。」(Biestek & Gehrig, 1978. p. 147)。

このことから、ソーシャルワーカーに向けられた社会の期待は、以前と異なり好意的なものへと変化していることがわかる。さらに、求められる専門性が高くなり、持っている権限も強化され、より、クライアントの自己決定を尊重することへの支援者としてのあり方が問われるようになり、同時にクライアントの自己決定が生まれながらの権利であるが、そのプロセスは共同決定の要素も濃くなっている。

＜グループワークの可能性と懸念＞

ソーシャルワーク実践における様々な新しい実践モデルの導入が、クライアントの自己決定を洗練させてた。グループワークの導入により、顕著な転換がみられた。また、バイステックらは、「60年代、グループ法の使用は、主要なソーシャルワーク法の1つとして重要性が増すことを想定していた。グループでの作業において、ソーシャルワーカーは支援環境の作成を担当した。これにより、クライアントは、ワーカーの権限の使用を抑制しながら、自己決定の能力と可能性を伸ばすことが

できた」(Biestek & Gehrig, 1978. p. 148) と述べている。バイステックらは、ソーシャルワークにおいてグループワークが効果を発揮することを予見し、グループワークを支援する際のワーカーのクライアントの自己決定への関与を示唆し、発展に役に立つと述べている。しかし、注意すべきこととして、クライアントの自己決定が、ワーカーやグループワークを共に行う人々との共同決定であることに注意を向けるべきであるとしている。

＜行動変容法（Behavior Modification）への懸念＞

次に、バイステックらは、ソーシャルワークの新たな実践法として注目を集めた行動変容法について述べている。

Edwin J. Thomas は、「すべての行動変容技法に共通すること」として以下の仮説を列挙した。

- 行動アプローチは、行動の学習された側面を強調する。
- 観察可能な反応に焦点をあてる。
- 治療は、行動の維持または改善の達成で構成されている。
- 行動介入の目的は、行動の獲得、強化、維持、弱化または、消去である。

(Thomas, 1971)

バイステックらは行動変容法への疑問をあげている。「特に罰における、オペラント条件付け技術の使用は、専門職間で多くの懸念を呼び起こした。」とし、さらに、「行動モデルは、操作的、ロボット主義的、原子論的、非倫理的であると非難された (Biestek & Gehrig, 1978. p. 150) と述べている。バイステックらは、ワーカーとクライアントは対等であることが真の関係であるとする、行動変容モデルにおけるワーカーとクライアントの関係は不平等な関係になりやすく、ワーカーの職権の乱用が正当化されかねないとの懸念も指摘していた。

＜個人レベルと社会レベルへ＞

公民権運動をはじめとした激動の出来事が続いた60年代によって、ソーシャルワークの焦点が個人から社会レベルでの介入に関心が方向転換し、グループワークが発展していくきっかけとなったとしている。そして、この時代に、ソーシャルワーカーは2つの立場に分かれているとしている。臨床志向は、個人の治療と彼の社会的機能の改善に向けられ、社会的志向は主にアメリカ社会の多くの健全な機能を妨げる不当な社会構造の変革に向けられたとしている。

また、この時代、専門職の新しいモデルとして“社会的治療”が提案された。これにより、クライアントが方法に合わせるのではなく、支援プロセスがクライアントに合わせるようになり、社会的扱いは個人とコミュニティの両方の問題とニーズに焦点を当てるようになったとしている。しかし、この社会的治療モデルは、クライアントが方法に合わせることなく自己決定ができるように見えるが、ともすると、表面的な部分の人格の成長と変化に焦点化されており、行動変容モデルとあまり変わらない点をバイステックらは懸念していた。

＜社会計画とアドボカシー（擁護）＞

次に、バイステックらは社会計画について、「社会計画は社会問題を減らすための方針の策定と望ましい結果を達成するための行動の実行が実現したプロセスである」と述べている。(Biestek & Gehrig, 1978. p. 163)。「社会計画」への参加は、社会の変化に伴いソーシャルワーカーの役割にも影響があり、そこから、アドボカシー（擁護）という概念が注目され始めた。

バイステックらは、「ソーシャルワーカーの役割の説明にアドボカシーを追加することで、クライアントの権利とニーズのために戦うということがワーカーの専門的義務の遂行となった。それはクライアントを活動に巻き込み、活動しているクライアントを助け、そしてクライアントが社会活動の分野でも自分自身を助けるのを援助するという原則を包含している」と述べている (Biestek & Gehrig, 1978. p. 171)。つまり、ソーシャルワーカーの役割に加わったアドボカシーは、クライアントの権利を擁護することが必須業務となった。クライアントの権利擁護は、クライアントが自身の問題解決に参加し、クライアント自身のセルフヘルプ能力を高めることにもつながる。クライアント主体で問題解決を図る土台が作りやすくなる。「最も多くの議論を刺激したように思われたのは擁護者の役割だった。」(Biestek & Gehrig, 1978. p. 172) また、アドボカシーの機能が、クライアントが自らの願いを感じ取りそれを実行に移すという経験をする所までそのパフォーマンスを発揮するならば、それは、時にはドラマチックなまで、クライアントの自信、有能感、さらには達成感を高め、多くのクライアントが彼らの生活に影響している組織を扱うときに経験するような無関心と無力感を低減させることができると述べているが、また、「状況によっては、クライアントとの協議が実行可能でないため、擁護者が独立して行動することが要求される場合がある」(Biestek & Gehrig, 1978. p. 173) とも述べている。

バイステックは、オンブズマンの役割が社会に必要なになっていったことも指摘している。「オンブズマン...政府によってひどい扱いを受けたと感じている市民から苦情を受け取る...機密ファイルへの完全なアクセス権を持つ内部の人である...主に、官僚機構がその権限を超え、承認された手続きに従わない状況、すなわち、行政虐待の問題に関係している。」(Biestek & Gehrig, 1978. p. 174) と述べている。

4. 「自己決定」50年史の結論

バイステックらは、*Client Self-Determination in Social Work: A Fifty-Year History* の結論 (CONCLUSION) において次のように述べている。「クライアントの自己決定は、ソーシャルワーク実践の中核であった。社会情勢に大きな影響を受けながら、ソーシャルワーク実践は、クライアントの自己決定を支援することで発展をしており、それは今後も変わらず、ソーシャルワーカーは、葛藤を続けていくことこそが、発展の理想の形態でもあるのだろう」としている。(Biestek & Gehrig, 1978. p. 181)

また、バイステックらは、「初期の数十年間、原則は理想の声明であり、簡潔で簡単な言葉で表

現され、勧告的であり、伝道的な論調だった。50年の終わりには、用語はまだ比較的単純なままだが、説教は完全に消滅している。簡潔さは、ある程度、ソーシャルワークの価値のより正式で明確な探求の結果として充実度に代わった。」(Biestek & Gehrig, 1978. p. 181) と述べていることから、バイステックが最初に著した、“*The Casework Relationship*” の7原則は、あくまでも実践するうえでの理想であり、お作法として書かれたものであったことがわかる。それに対し、この50年史 (*A Fifty-Year History*) では、この間、実践を経て時代が変化することに合わせて、充実度が増し、洗練された。また、自己決定を支援する過程においてグループワーク、地域組織活動、ソーシャルアクションなどが加わり、ソーシャルワーク実践を発展させることにつながった。

さらに、バイステックらは、「問題解決と行動変容 (behavior modification) の新しい実践モデルは、1950年以降に診断モデルと機能モデルに追加されたが、行動変容モデルは、クライアントの自己決定に対する「挑戦」であったとしている。また、ソーシャルワーカーの新しい役割としてのアドボカシー (擁護) の導入は、クライアントの自由についてのいくつかの新しい考えを特定したとして評価している。(Biestek & Gehrig, 1978. p. 182) また、個人としての権利が擁護されているのかを客観的な視点で監視するオンブズマンの概念が出てきたことも、クライアントの自己決定を成熟させることにつながっていた。

バイステックらは、この50年間を回顧し、クライアントの自己決定に大きな影響を及ぼしたのは、特に1950年代の韓国とベトナムでの戦争、ロシアとの冷戦、1960年から1970年の国内の市民権闘争と挙げている。当時、社会の要請に応えることを繰り返したことが、クライアントの自己決定を洗練させていったことがわかる。ソーシャルワークが扱う問題は、今を生きることの支援に直結しており、現在のコロナ禍における実践も同様に、試行錯誤、葛藤を経て、新たな方向を探り出していかなければならないであろう。

謝 辞

本稿を書くにあたり、厚いご指導をいただいた田園調布学園大学大学院佐伯胖先生に感謝申し上げます。

引用文献

- Biestek, Felix P., (1957). *The Casework Relationship*. Loyola University Press. (バイステック, F. P. 田代不二男・村越芳男 (訳) (1965).『ケースワークの原則 よりよき援助を与えるために』誠信書房)
- Biestek, Felix P., & Gehrig, Clide C. (1978). *Client Self-Determination in Social Work: A Fifty-Year History*. Loyola University Press.
- Thomas, Edwin J. (1971). *The Behavioral Modification Approach*, Encyclopedia of Social Work, 16th ed. New York: National Association of Social Workers, pp. 1226-1227